

大阪狭山市公共下水道施設包括の維持管理業務（第 3 期）

要求水準書（素案）

【赤字は未確定事項】

令和 7 年 X 月

大阪狭山市

この要求水準書は、大阪狭山市（以下「本市」という。）が実施する大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第３期）（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めたものであり、公募型プロポーザル方式実施要領等に提示された条件並びに受託者の提案内容に基づいて行うものとする。

目 次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	履行期間	2
4	用語の定義	2
5	費用の負担	3
6	秘密の保持等	3
7	法令等の遵守	3
8	中立性の堅持	4
9	公益確保の義務	4
10	不誠実な行為等の禁止	4
11	提出書類	4
12	官公署等への手続き	5
13	業務実施体制	5
14	再委託先の届出	5
15	地域住民等との協調	5
16	協力義務	6
17	損害賠償及び補償	6
18	工程管理	6
19	施設の使用	6
20	機材の準備	7
21	打合せ及び記録	7
22	貸与資料及び貸与品	7
23	参考図書	7
24	証明書等の交付	7
25	安全管理	7
26	安全教育	8
27	労働災害防止	8
28	公衆災害防止	8
29	局地的な大雨による安全管理	9
30	災害時維持修繕協定の締結	10
31	企画提案に基づく業務	10
32	広域連携への対応に関する要求水準	10
33	業務の完了	10
34	部分払いに関する検査	10
35	業務移行期間と業務の引継ぎ	11
36	業務指標（PI）	11
37	その他	11

1 目的

本業務は、本市が所管する下水道施設の維持管理に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、複数年契約で包括的に委託するものであり、本市と受託者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道施設の機能維持・予防保全型維持管理の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。また、河内長野市との2市連携による包括的な官民連携事業の実施により、更なる効率化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

- (1) 本要求水準書は、本市が発注する本業務に適用する。受託者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。業務の概要は、以下のとおりとする。各種業務の詳細については、【別紙 1】業務内容に示すとおりである。

統括管理業務

- (ア) 全体業務計画書作成業務
- (イ) 更新計画案作成業務
- (ウ) 年間業務計画書作成業務
- (エ) 月間業務計画書作成業務
- (オ) 維持管理に必要なマニュアル作成業務
- (カ) モニタリング関連業務

日常的維持管理業務

- (ア) 住民対応・事故対応業務
- (イ) 災害対応業務
- (ウ) パトロール業務
- (エ) 巡視業務
- (オ) 点検業務
- (カ) 未接続・誤接続調査業務

計画的維持管理業務

- (ア) 管路点検業務
- (イ) 管路清掃業務
- (ウ) 施設除草・浚渫業務
- (エ) 不明水調査業務

ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務

- (ア) ポンプ場保守点検及び緊急対応業務
- (イ) マンホールポンプ保守点検及び緊急対応業務
- (ウ) ポンプ場及びマンホールポンプ機械電気設備修繕業務

計画策定業務

- (ア) 下水道ストックマネジメント計画変更業務（管路修繕・改築計画）
 - (イ) 下水道ストックマネジメント計画策定業務に伴う管路調査業務
実施設計業務・改築工事
 - (ア) 管路施設実施設計業務
 - (イ) 管路施設修繕及び改築工事
その他業務
 - (ア) 企画提案に基づく任意業務
- (2) 本要求水準書は、本業務の受託者に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。
- (3) 上記の(1) 計画策定業務及び(1) 実施設計業務・改築工事に関する各業務は、別途協議のうえ、年度毎にそれぞれ別途契約を締結する。
- (4) 本要求水準書に疑義が生じた場合、また、本要求水準書に記載のない事項については、本市と受託者との協議により決定する。

3 履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までは、前受託者から受託者への業務準備期間とする。なお、業務準備期間内に係る経費は受託者の負担とする。

4 用語の定義

本要求水準書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、本市の発議により、本市が受託者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が本市に報告し、本市が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者が対等の立場で、合議することをいう。
- (4) 「提出」とは、委託者が受託者に対し、または受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
- (5) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の状況または結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
- (6) 「連絡」とは、委託者と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
- (7) 「巡視」とは、マンホールふたを開けず、埋設された地上部（主に道路面）の

「状況について観察し、管きょの損傷又は継ぎ手の不良によって発生する沈下の有無について把握することをいう。

- (8) 「点検」とは、マンホール蓋を開け、地上からの目視による流下状況の確認、鏡とライトの使用又はマンホール内に管口テレビカメラを挿入、もしくは必要に応じてマンホールに入孔した作業員による目視で管内状況や堆積物の有無の確認を行うことをいう。
- (9) 「調査」とは、点検では把握できない施設の状態を定量的に把握することをいう。管内に潜行する調査員による目視、または、下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討することをいう。
- (10) 「保守点検」とは、定期的に目視や聴覚等の五感、各種計器の指示値及び簡易な工具・計測機器等を用いて状態を把握・記録し、消耗品の確認・補充・交換及び清掃や、異常が発見された場合は調整・修理・取替え等を行って、機能を維持することをいう。
- (11) 「清掃」とは、流れや機能を阻害している堆積物等を除去し施設の能力を回復させることをいう。
- (12) 「修繕」とは、老朽化した施設または故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われることをいう。
- (13) 「改築」とは「更新」または「長寿命化対策」により、所定の耐用年数を新たに確保することをいう。
- (14) 「更新」とは、既存の施設を新たに取替えることをいう。
- (15) 「長寿命化対策」とは、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。

5 費用の負担

本業務の検査等にもなう必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6 秘密の保持等

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施により得られた資料及び成果の所有は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なくこれらを公表してはならない。

7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、【別紙 2】遵守法令等に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等並びに本市が他企業と締結している協定書等を遵

守しなければならない。

- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。
- (3) 大阪狭山市暴力団排除条例に基づき、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置として、公共工事等の受注に際し、大阪狭山市と契約を締結する契約相手方（元請負人）及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を提出すること。

8 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

9 公益確保の義務

受託者は、本業務の実施にあたり公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

10 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序たたく言動及び身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- (2) 受託者に違反又は本市の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は本市からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。

11 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに、【別紙 3】業務着手時の提出書類に示す書類を本市に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で本業務に着手しなければならない。なお、各書類の様式は、本市の指示によるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届（変更版）を本市に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務着手日以降、本業務の履行期間中において、【別紙 4】業務実施期間中の提出書類に示す書類を本市に提出しなければならない。各書類の様式は本市の指示によるものとする。
- (4) 受託者は、本業務が完了した時は、速やかに、【別紙 5】業務完了時の提出図書に示す図書を本市に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち報告書に記載する考察には、各種業務の結果を踏まえ、本市の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。
- (5) 受託者は、前各号の提出書類又は提出図書その他、本市が指示した書類は、指定した期日までに提出しなければならない。

12 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、受託者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に本市に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

13 業務実施体制

受託者は、【別紙 6】業務実施体制に定める体制を整えなければならない。

14 再委託先の届出

- (1) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、本業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。
- (2) 本市は、本業務の実施に当たって、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

15 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく本市に報告し、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに本市に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4) 前号においては、地域住民等の適正な契約に基づく排水設備工事等に関してはこの限りではない。
- (5) 再委託先及び使用人等が第 3 号の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

16 協力義務

- (1) 受託者は、関連業務の受託者と相互に協力し、本業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- (2) 受託者は、本市が自ら又は本市と河内長野市との共同、本市が指定する第三者が行う試験及び調査（モニタリング等）に対して、本市の指示によりこれに協力しなければならない。

17 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、直ちに本市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

18 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 本業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、本業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 受託者は、月次業務報告書により、本業務の進捗状況等を本市に報告するものとする。

19 施設の使用

- (1) 受託者は、ポンプ場等の使用に関して、本業務の着手に先立ち、本市指定の使用申請書を提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、ポンプ場等を本業務の目的以外に使用してはならず、本市の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) ポンプ場等において本業務の履行上必要となる電気、水道、下水道及び通信に係る使用料金等は、受託者が負担する。ただし、清掃作業に用いる洗浄水については、受託者の負担で調達するか、もしくは狭山水みらいセンターで再生水を調達することとする。
- (4) ポンプ場内にある備品については本市の承諾を得たうえで使用してもよいが、本業務終了後は、原状復旧すること。備品の故障等に伴う修理・交換費用については、受託者の負担とする。
- (5) ポンプ場に対し、受託者が必要な改造及び受託者の責で発生した損傷は、本業務終了後、受託者の責任で原状復旧すること。

- (6) 受託者は本市の指示に基づき、必要に応じて市執務室（市役所下水道グループ内）で本業務内容に沿った内業（電子機器を用いた作業等）を施行することができる。

20 機材の準備

本業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備をしなければならない。車両の配備やその他、受託者が準備すべき機材は、【別紙 7】準備機材を標準とし、迅速な対応がとれるよう準備すること。

21 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ議事録を作成し、本市へ提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 受託者は、実施した作業内容について、作業日報により本市に速やかに報告しなければならない。
- (4) 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を取る場合、緊急時の連絡責任者を定め、体制を整え、緊急連絡表を作成し、本市に事前に報告しなければならない。

22 貸与資料及び貸与品

本市は、過去に行った計画等の成果品等を本業務の実施に必要な都度、受託者に貸与することとし、受託者は、本項前段の貸与を受けようとする時は、事前に資料・物品貸与申請書を本市に提出し、その承諾を得るものとする。また貸与できる期間や条件については、その都度協議する。

23 参考図書

本業務の履行において参考とする図書は、【別紙 8】参考図書に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

24 証明書等の交付

必要な証明書等の交付は、受託者の申請による。

25 安全管理

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、電気、薬品類、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適

切な人員の配置を行い、危険防止に必要な措置を講ずること。

- (2) 受託者は、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本市に報告し、追加措置について協議すること。
- (3) 作業中は気象情報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (5) 万一、事故が発生した場合は、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに本市及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。

26 安全教育

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、危険又は有毒ガス等が発生する環境での業務に従事する者に対して、特別な教育を行うこと。

27 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 下水道施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気・有毒ガスの有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏や硫化水素等の有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、本市及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示に従うこと。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 受託者は、作業にあたり下水道施設又はガス管付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

28 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基

準を遵守するために、必要な措置を講ずること。

- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通対策及び保安対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市に報告すること。

29 局地的な大雨による安全管理

大雨による急激な雨水流入により、下水道施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

作業日には、開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所の水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。

受託者は、安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。

(1) 開始前

- ・ 当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、作業は行わない。
- ・ 当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生している場合、作業は行わない。
- ・ 開始前に当該作業箇所の管渠内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合、作業は行わない。

(2) 開始後

- ・ 当該作業箇所または上流域等に洪水または大雨の注意報・警報が発令された場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- ・ 当該作業箇所または上流域等に降雨や雷が発生した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。
- ・ 管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合、即刻作業を中止し速やかに地上に退避する。

30 災害時維持修繕協定の締結

受託者は、契約後速やかに下水道法第15条の2に基づく「災害時維持修繕協定」を締結するものとする。協定内容は、契約後本市と協議のうえ作成するものとする。

31 企画提案に基づく業務

- (1) 受託者は、企画提案書のとおり自らが提案した事項についても本業務の対象とし、実施しなければならない。
- (2) 実施においては、本市と協議すること。また、必要な場合は河内長野市と協議すること。
- (3) 企画提案に基づく業務については、業務完了時に報告書を作成し、必要部数を提出しなければならない。

32 広域連携への対応に関する要求水準

受託者は、本業務の契約期間中に本業務に参画を希望する他自治体（以下、「追加候補自治体」）が現れた場合には、誠意をもって協議に応じることとする。

- (1) 委託者の求めに応じた協議
 - ・ 受託者は、委託者の求めがあった場合、大阪狭山市及び河内長野市（以下、「2市」）及び追加候補自治体との契約協議に応じることとする。
- (2) 追加候補自治体との契約内容
 - ・ 追加候補自治体との契約内容については、2市及び追加候補自治体、受託者との協議により定めることとする。なお、広域連携に関する2市の方針を十分に理解し、2市と当該追加候補自治体との行政間の合意形成の内容を踏まえ協議に応じることとする。

33 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務完了時に本要求水準書及び【別紙5】業務完了時の提出図書に指定された提出図書及び書類を提出し、本市の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 本市による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって本業務の完了とする。
- (4) 本業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う本業務の契約不適合(品質、種類、数量に関して契約内容に適合しないもの)が発見された場合、受託者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

34 部分払いに関する検査

- (1) 受託者は、計画策定業務、修繕・改築工事の部分払いを請求するときは、本要求水準書に指定された提出図書及び別途契約書に指定された当該請求に係る

出来形部分等の確認書類を提出し、本市の検査を受けること。

- (2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

35 業務移行期間と業務の引継ぎ

- (1) 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間を業務準備期間とする。
- (2) 次期受託者の契約締結日の翌日から本業務履行期間の最終 3 か月を業務移行期間とする。
- (3) 受託者は、業務移行期間において、【別紙 9】業務移行期間の実施方法等に従って業務の引継ぎを行うものとする。

36 業務指標（PI）

受託者は履行期間を通じ、【別紙 1】業務内容に定める内容の実施に加え、【別紙 10】業務指標の目標値が設定されているものについては達成を目標とし、また目標値を新たに設定するものについては、業務指標と目標値を検討すること。

37 その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- (2) 本市と受託者のリスク分担について【別紙 14】リスク分担表に定めるとおりとする。また、本要求水準書別紙に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他、特に定めのない事項については、速やかに本市へ報告し、指示を受けて処理すること。